議事要旨(4)資産除去債務専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長より、専門委員会では公開草案に寄せられたコメントを踏まえた、会計基準案及び適用指針案の修正点について検討を行っているとの報告がなされた。

引き続き、荻原主任研究員より、具体的な会計基準案及び適用指針案における公開草案からの修正点について説明がなされた。

寄せられたコメントで明確化を求められていた「資産除去債務を合理的に見積ることができなかったものが、見積ることができるようになった場合の負債の計上処理」については、将来キャッシュ・フローの見積りの変更と同様に取扱う（ただし、その時点で減損損失の認識の要否の判定を行う）旨が明記された。

また、建設仮勘定やリース資産、財務諸表等規則において「投資その他の資産」に分類されている投資不動産などについても資産除去債務が存在している場合には、本基準の対象となることが明記された。

さらに、四半期決算における取扱いとして、資産除去債務に重要な変動がある場合等の注記項目が示された。

これらの修正に関して委員等からは、さらに範囲を明確にするために重要性の基準を明示してはどうかとの意見があったが、事務局からは重要性については当然考慮されるべきであるが、それは金額的側面及び質的側面を勘案して企業ごとに判断されるものであるとの考えが示された。

また、四半期決算における注記については、四半期会計基準の一般的原則で判断しうるものについては必ずしも個々の基準において定めをする必要はないのではないかといった意見があり、引き続き検討することとされた。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。